

県民意見整理台帳

「かながわ子どもみらいプラン」の中間年の見直し（素案）に関する提出意見
及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和4年12月14日（水）～令和5年1月12日（木）

2 意見募集結果

意見件数 74件

3 意見内容の分類

区 分		件数
1	幼児期の教育・保育の提供体制の確保に関する意見	7
2	幼児期の教育・保育に従事する人材の確保・質の向上に関する意見	9
3	「主な取組み事業」に関する意見	48
4	目標設定項目及び目標値に関する意見	1
5	その他	9
合 計		74

※ 「5 提出意見及びこれに対する県の考え方」の「内容区分」に1～5を記載しています。

4 意見反映の状況

区 分		件数
A	見直し案へ反映したもの（意見の趣旨を既に記載している場合を含む）	12
B	見直し案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関するもの	30
C	今後の取組みの参考とするもの	23
D	見直し案に反映できないもの	5
E	その他（質問・感想など）	4
合 計		74

※ 「5 提出意見及びこれに対する県の考え方」の「反映区分」にA～Eを記載しています。

5 提出意見及びこれに対する県の考え方

・「内容区分」欄:「3 意見内容の分類」の区分を記載しています
 ・「反映区分」欄:「4 意見反映の状況」の区分を記載しています

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	3	28～29ページに掲げている「子どもの放課後の居場所の確保」の支援については、賛成で有り、是非とも手厚くご支援頂く事を要望します。 2021年におだわら市民学校での受講の一環として、放課後児童クラブを体験学習し、子どもの放課後の居場所の確保としては無くてはならない存在である事を、肌で感じました。28～29ページの「(1)子どもの放課後の居場所の確保」の1～6の素案の実施の他に、放課後児童支援員の資格取得や養成、放課後子ども教室の特別支援サポーターの養成にも力を入れ、地域の方々にも容易に就任できる様なサポート体制を整えて頂ければ、更なる充実に繋がるのではないかと考えます。	B	放課後児童支援員の資格取得のための放課後児童支援員認定資格研修、及び放課後児童支援員等の資質向上を図るための放課後児童支援員等資質向上研修を引き続き実施していきます。 また、今後も放課後子ども教室のスタッフ等に対する研修を実施していきます。
2	3	核家族化が進んだ現在は、自分が生まれ育った町で、子育てをする人はほとんどいないと思います。子育てに悩んだとき、困ったときに、気軽に相談できる場所をたくさん作ってほしいです。	B	子育ての相談について、地域子育て支援拠点事業を実施する市町村への支援を行っており、これを継続していきます。
3	2	令和5年度から6年度にかけて、幼稚園教諭や保育士などの人材の必要見込み数が4～5万人以上となることにびっくりしました。幼稚園や保育園で働く多くの保育士などは、本当に一生懸命に働いていると思います。学校の先生、保育士、看護師などは、今も昔も子どもの頃に憧れた職業だと思えます。ぜひ、多くの方が幼稚園教諭や保育士として働くよう、その魅力を届ける取組みをしてほしいです。	B	平成30年度より県ホームページ「かながわで保育士になりませんか？」において、県内で活躍する保育士のインタビューを掲載したり、また令和4年2月の「県のとより」の1面で保育士を特集するなど、保育士の仕事の魅力を発信しています。 今後も保育士等の魅力が伝わる広報活動を工夫して行っていきます。
4	1	国はこども家庭庁を設置するのに、幼児期に教育と保育を分ける理由が分かりません。子どもを預ける施設の早期に一元化を実現すべきだと思います。	B	認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、引き続き、その設置促進に向けた取組みを進めます。
5	3	行政による子ども食堂の活動への支援は、今後も続けてほしいです。	A	子どもの居場所ポータルサイト「かながわスマイルテーブル」にて、活用できる助成金・セミナーなどのサポート情報を発信し、子ども食堂や子どもの居場所の活動を後押ししています。 今後も、引き続き、新しい生活様式に対応した取組みを行う子ども食堂運営者を支援するとともに、活動団体のネットワーク化を支援していきます。
6	1	幼稚園の利用者が減少し、保育所の利用者が増えるからといって、保育所を新設するのはもったいないです。幼稚園を有効に活用できるようにした方がいいと思います。	B	幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行することにより、幼稚園施設を活用して、保育利用者の受け入れを行うことが可能となっています。幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行の相談があった場合は、幼稚園所轄課と幼保連携型認定こども園所轄課が連携して、移行支援を行っています。 一方で、認可保育所等に対する潜在的ニーズも根強いことから、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備を進め、定員を拡充するとともに、幼稚園における預かり保育を支援するなど、保育ニーズの受け皿の確保に努めています。
7	5	2022年の日本の出生数が80万人割れの見通しのニュースを見ました。日本の少子化は深刻どころか、国の存続を脅かす危機的な状況です。今こそ社会全体が子育て支援の重要性を認識して、子育てにやさしい社会を実現するときです。	C	「神奈川県人口ビジョン」において、克服すべき2つの課題として「人口減少に歯止めをかける」「超高齢社会を乗り越える」を掲げ、その解決に向けて『合計特殊出生率』の向上(自然増に向けた対策)を将来展望の一つとして整理しています。 その実現に向け、「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、4つの基本目標の一つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げて、子育てを支援する取組を進めています。 また、「かながわ子どもみらいプラン」では、子ども・子育て支援施策を総合的にとりまとめ、すべての子どもが幸福で健やかに成長できる社会の実現を目指して取組を進めています。 ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き県民が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に努めていきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
8	2	保育士不足は、全国的な問題として改善されていません。幼稚園教諭が乳幼児の保育ができないとは思えません。現に、認定こども園では、幼稚園教諭の資格者が保育教諭とみなされ保育をしています。幼稚園教諭が保育園で保育できれば、保育士不足にならないと思います。	B	幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が必要とされており、令和6年度末までに限り、一方の資格のみで保育教諭となれる経過措置が設けられていますが、特例期間中にもう一方の資格を取得する必要があります。国は、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進するため、令和6年度末までの特例として、幼稚園教諭免許所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例等を設けていますが、令和5年4月から、さらなる併有促進策として、幼保連携型認定こども園における勤務経験を有する者についての特例が設けられています。県としても、こうした特例制度を周知し、保育士の確保を図ります。
9	3	子どもが病気のときに預かってもらえる病児保育を利用しやすくしてください。	A	病児保育事業を実施する市町村へ支援を行うことにより、病児保育施設の予約方法等利用環境を改善していきます。
10	3	親元を離れての自立は、一般家庭で不自由なく育った人でも大変です。いつでも相談し支援してくれる親がいるから、時間をかけて独り立ちができるんだと思います。代替養育を経験した子ども(ケアリーバー)は、18歳で自立を余儀なくされ、不安でいっぱいだと思います。苦労も多いと思います。コロナ禍の一時的なものではなく、今後もケアリーバーを支える体制の整備に力を入れてほしいです。	A	ケアリーバーの孤独・孤立を防ぐため、医療連携、法律相談、アウトリーチ生活支援を実施するとともに、新たに県央地域に一時的な滞在場所及び相談室を設置し、機能を強化していきます。こうした取組により、ケアリーバーの方が、安心して自立できるよう、今後もケアリーバー支援にしっかりと取り組んでいきます。
11	3	このプランでは、ヤングケアラー支援の取組みが福祉の取組みしかありません。子どもが毎日通う学校がヤングケアラーを気づきやすい場所だと思います。アンテナはたくさんあった方がいいです。先生などの大人だけでなく、周囲の生徒が友達の変化に気づいた時に、迷わず相談できる体制づくりを学校が積極的に進めてほしいです。	B	ヤングケアラーに特化した取組みではないため「(10)ヤングケアラーへの支援」(見直し素案46ページ)に記載はありませんが、県教育委員会では、いじめや不登校、ヤングケアラーなど課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラー等の配置や、SNSを含む多様な教育相談等の取組みを充実させ、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図ることを計画の「(8)いじめ、不登校等への対応」(見直し素案44ページ)に位置付けており、引き続き取り組んでいきます。
12	4	「事業所における育児休業者に占める男性の割合」は、令和3年10月時点で「25.7%」なのに、令和5年度と6年度の目標値が「14%台」に下がっています。上方修正すべきだと思います。	D	改正育児休業法が令和4年4月から段階的に施行されたことにより、今後、短期間のうちに急激に数値が変動する可能性があり、現段階で適切な目標値を設定することが困難であるため、直ちに目標値を修正するのではなく、今後、数年スパンで見直しが必要であると考えています。
13	3	GIGAスクール構想やオンライン学習を推進するのは良いのですが、子どもがインターネット依存にならないように、学校の授業でインターネットの適切な使い方をしっかり教えてほしいです。	B	県立高校等では、学習指導要領に則って、共通教科「情報」の必修科目を中心に、全員に対して情報モラル教育を行っています。具体的には、情報社会の問題を発見・解決する活動を通して、情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて学習しています。今後はさらに、様々な授業においてICT活用が進む中で、すべての教科・科目においてインターネットの使い方等を含む情報活用能力の育成を目指します。また、各学校において、ICTを活用した学びづくりはもちろん、情報モラル等、インターネットの適切な利用方法についても指導を充実できるよう、県教育委員会が作成した「ICTを活用した学びづくりのための手引き」を引き続き積極的に周知するなど、各市町村教育委員会による公立小・中学校でのICT活用を支援していきます。
14	3	子どもの医療費を無料にしてほしい。	C	小児医療費助成制度は、県内すべての市町村で実施されており、市町村が実施する事業に対し、県が補助を行っています。市町村は地域の実情に応じて補助対象年齢範囲や窓口負担額を決定しています。なお、県が補助する小児医療費助成制度の対象年齢について、現在、通院は小学校就学前まで、入院は中学校3年生までを補助の対象としておりますが、令和5年4月から、通院の助成対象年齢を、小学校就学前から小学校卒業までに引き上げることとしました。また、小児医療費助成は、全国で広く実施されており、本来国の社会保障の制度の中に位置づけるべきと考えていますので、全国統一の制度とするよう、引き続き国に要望していきます。
15	3	神奈川県は日本語が達者でない外国籍の方や外国にルーツをもつ子どもが多く暮らしていると思います。このような方は、日本の言葉や制度が分からず、行政サービスや医療を受けるのも大変で、不自由な生活をしていないかと心配になります。	B	「多言語支援センターかながわ」を設置し、外国籍国民等へ多言語による情報提供や通訳支援を実施するとともに、日本語を母語としない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、NPO法人等と連携して「医療通訳派遣システム事業」を実施しています。
16	3	今回、ヤングケアラー支援が新たに追加されるのは画期的な対応だと思います。ただ、実際の支援を実施するのは個人対応となるので、県ではなく、市町村の福祉部門や学校になると思います。市町村での今後の対策の強化や実行に期待しています。県は市町村の取組みが進むよう市町村への指導や支援を行ってください。	A	ヤングケアラーへの支援に向け、ケアラーズカフェの立ち上げや学習の支援などに率先して取り組み、市町村へノウハウを提供することなどにより、市町村の取組を促していきます。また、市町村やNPO、民生委員・児童委員等、支援に関わる様々な主体が一体となり、オール神奈川でヤングケアラーの支援が進むよう取組を進めます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
17	5	5ページに記載されているとおり、「幼児期の教育・保育の需給計画」が需要量・供給量ともに大きく下方修正になっていますが、「少子化がまさに”危機的状況”であることの現れだと思えます。少子化を克服するには、誰もが、どこに住んでいても、生き生きと暮らしていける社会づくりが大変重要であると思えますので、少子化対策として地方創生にきちんと取り組んでいただきたいと思います。	C	「神奈川県人口ビジョン」において、克服すべき2つの課題として「人口減少に歯止めをかける」「超高齢社会を乗り越える」を掲げ、その解決に向けて「『合計特殊出生率』の向上(自然増に向けた対策)」「『マグネット力』の向上(社会増に向けた対策)」「『未病』の取組による健康長寿社会の実現(超高齢社会への対応)」3つのビジョンを将来展望として整理しています。 こうした3つのビジョンの実現に向けた5年間(計画期間2020～2024年)の施策の目標や基本的方向性を整理した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めています。 その中で、「活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくり」など4つの基本目標を掲げ、「誰もが活躍できる地域社会の実現」などの柱を位置付け、様々な地方創生の取組を行っています。
18	3	素案の中にコロナ対策の内容がありましたが、子どもに関係する様々な取組をされていたことを知りました。また徐々に感染者が増えている状況にあり、終息が見えない状況ですが、引き続き子どもたちを感染から守る取組をお願いします。	A	認可外保育施設における保健衛生用品の購入費用等に対する補助や、感染拡大防止対策のため、保育所等において必要な改修や設備の整備等を行う市町村に対する補助などを実施しています。また、保育所等における感染拡大を防止するため、保育所や認定こども園等に抗原検査キットを配布しています。 県立学校においても、感染症対策に必要な備品等を購入していきます。
19	2	現場で働く保育士ですが、多くの時間を「書類」と「行事(の準備)」にとられているのが実感です。一人の保育士にかかる負担が大きすぎます。子どもたちに向き合える時間を多くできるような、保育の「質の向上」の取組を進めてください。	B	保育補助者を配置するための補助等を実施し、保育士の方々の負担を減らす取組を行っているほか、県が実施する神奈川県保育エキスパート等研修事業において、職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を行っています。また、令和2年度より保育所の労働環境における現状や課題に知見を持つコンサルタントを派遣する保育所等就業継続支援事業を実施し、ICTの導入支援や、保育現場の働き方改革など、働きやすく、風通しのいい職場環境づくりを進め、保育の質の向上を図っています。
20	3	来年から小学生になる子どもがおり、先日市の学童保育の見学に行きましたが、子どもの数に対して先生(指導員)の数が少なく驚きました。子どもの安全を守ることはもちろんのこと、放課後は学習・遊び・体験などを通じて子どもが成長できる貴重な時間です。そうした成長の機会を全ての子どもが享受できるよう、先生(指導員)の配置を多くしてほしいです。	C	放課後児童支援員の配置については、国の基準を参照して市町村の条例で定めています。県としては、放課後児童支援員の資格取得のための放課後児童支援員認定資格研修や、放課後児童支援員等の資質向上を図るための研修を実施しています。今後も研修を通して、放課後児童支援員の確保と質の向上に努めていきます。
21	3	保育士に目が向きがちですが、放課後児童支援員の給料が安すぎます。処遇改善してください。	D	放課後児童クラブで働く職員の処遇改善のため、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる国の補助制度が令和4年2月から実施されています。放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が本制度を活用した財政措置ができるよう、情報提供など適切に対応していきます。
22	3	赤ちゃん連れの人に電車やバスの座席を譲ったり、泣いても気にしない寛容な態度をとれる社会になるといいなと思います。そうすれば子どもを産み育てたい人も増えるかもしれないと思います。	B	外出先など公共の場で泣いてしまった赤ちゃんを一生懸命あやすパパ・ママに向けて、「私は赤ちゃんの泣き声を気にしませんよ」といった意思表示(可視化)をする運動として「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」に賛同しています。
23	1	保育所や幼稚園は、乳幼児を預けるだけでなく、小中学校と同じで地域に欠かせない大事な施設です。待機児童解消のために、新しい施設を作るのも大切ですが、地域に根付く施設になるよう施設運営者には、様々な努力をしてほしいです。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	1	自分の子どもは、評判の良い保育所に通わせたい。市には、保護者の意見や願いを真剣に聞いてほしい。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	3	子どもへの虐待やいじめ、不登校、自殺、経済的困窮家庭で生活する子どもなど、子ども・子育てを取り巻く状況は深刻化の一途をたどっていると言われていますが、本当にそうでしょうか。いじめや不登校は、20年以上前からずっと社会問題として残っていて解決できていません。そもそも解決策なんてあるのかも疑問に思います。	B	いじめは、様々な要因が絡み合い発生します。教員等に対しては、いじめ暴力研修やいじめ暴力行為問題対策協議会の開催、また生徒や保護者等からは教育相談の受付など様々な角度から対応し、根絶に向けた取組を進めています。 また、いじめや暴力行為、不登校など課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラー等の配置や、SNSを含む多様な教育相談等の取組を充実させ、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図ることを計画に位置付けており、引き続き取り組んでいきます。 さらに、不登校・ひきこもり等青少年の多様な悩みに対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センターにおいて電話相談にあたるほか、SNSを活用した相談窓口を設置し、悩みを抱える青少年とその家族を支援していきます。 虐待未然防止については、ご意見を踏まえ、引き続き啓発に努めます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
26	3	今回、ヤングケアラーという新しい概念が出てきました。学校や先生はいろいろな対応に追われて大変だと思いますが、良い学校や地域づくりには、地域の子どもが必ず通う学校での教育が大切だと思います。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
27	2	最近では、バスの置き去りや不適切な保育など、保育所や幼稚園のニュースをよく見ます。保育所や幼稚園、学校では、多くの保育士、先生は一生懸命働いていると思いますが、毎日、同じ年代の子どもを相手にする仕事なので、マンネリ化が進みやすい職場環境なのではないでしょうか。また、同じ職場に長く勤めるため、慣れにも問題があるのではないかと思います。是非、勉強会や研修など、職場とは違う環境で自己研鑽できる仕組みを作ってほしいです。	B	幼稚園教諭のスキルアップのため、団体に対し、助成を行っており、新規採用教員の研修や中堅教諭対象講習会、保育勉強会等様々な研修を実施しています。また、神奈川県保育エキスパート等研修事業において、職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を行っています。
28	5	出産後、「はじめてばこ」をもらいました。いろいろなサンプルなどが入っていてとても良かったです。これは続けてほしいなと思っています。地方に引っ越すと子ども一人につき100万円もらえる制度と東京都で0～18歳の月5000円の給付が始まるのを見て、神奈川県は何かのかな、と思いました。東京都は児童手当とは別にそれぞれの区で助成金も出ていると聞きました。東京都に引っ越すことも考えましたが神奈川県が好きなので、今後も神奈川県に住んでいきたいと考えています。子どもは3人ほしいと考えていましたが、今の状態だとあと2人産んで子育てしていくのが経済的に厳しいです。子育てに不安しかありません。神奈川県もいろいろな子育て支援があれば子育て世帯が増えると思います。子どもの未来のために、是非子育て支援に力をいれてほしいです。	C	国が「異次元の少子化対策」を掲げ、子ども・子育て支援施策のさらなる充実に向けた検討を進めていることから、こうした状況なども注視しながら、県の子ども・子育て支援について検討していきます。
29	3	私が住んでいる市も病児保育事業が行われていますが、自宅から遠く、とても利用できる状況ではありません。(朝早くに病気の子どもを連れて遠くまで移動し、戻ってから出勤するという行動がイメージできません。)どこに住んでいても、病児保育を利用しやすい環境づくりを進めてほしいです。	B	病児保育事業における近隣の市町村間の連携を促すなど、県内どの地域においても、病児保育施設が利用可能しやすくなるよう取組を進めていきます。
30	3	最近の報道で、令和4年の出生数が80万人を割り込む見込みというニュースを目にしました。私には大学生になる子どもがありますが、将来自分が子育てをすることを考えると、一番不安なのは「教育費」だそうです。スウェーデンなど、大学まで教育費が無償の国もあるようですが、家庭の経済状況にかかわらず、どの子ども安心して教育を受けられる社会に日本もなしてほしいと思います。理想は「教育の完全無償化」ですが、まずは、私立に通っていても公立と変わらない経済負担になるようにならないでしょうか。	C	子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自分の希望と適正に応じた教育を、等しく受けられる環境づくりは大変重要であると考えています。このため、県では、国の就学支援金に上乗せする形で、県内私立高校の生徒の入学金や授業料に対する独自の補助を行っています。これまで、県では、補助対象とする所得額を段階的に引き上げながら、学費補助の充実を図ってきましたが、いただいたご意見も踏まえ、引き続き制度の充実に向けて努めていきます。
31	3	「放課後児童クラブの設置・運営に対する支援」についての意見です。今年から小学生になった子どもがいますが、保育園と比べて親の負担が相当大きいことに驚きました。その最たるものは、夏休みなど学校が休みの時(給食がない時)のお弁当です。特に、夏休みは毎日続くので、負担感を強く感じます。保育園では給食が出ていたので、共働きの身としてはかなり助かっていました。学童保育でも必要に応じてそうしたサービスが受けられるとありがたいと思います。学童保育は市町村の運営ですが、県から働きかけをしてもらえるとうれしいです。	C	ご意見の趣旨は、市町村担当者と情報共有していきます。
32	3	幼児期の教育・保育の確保については様々な尽力をされていると思いますが、共働き家庭でも子どもを幼稚園に通わせやすい環境にしていただけではないでしょうか。私には子どもが1人おりますが、妻も働いているため、来年度に向けて保育園の申し込みをしました。本心としては幼稚園に通わせたいのですが、私も妻も幼稚園の延長保育のお迎えの時間に間に合わず、また、長期休み(春休み・夏休み)の際に幼稚園で受入れがなかったため、保育園を選択せざるを得ない状況でした。幼稚園・保育園の垣根をなくし、保護者の選択肢が広がるようになればと思います。	B	共働き世帯等の保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日や長期休みに預かり保育を実施する私立幼稚園に対して補助しているところです。いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。私立幼稚園が預かり保育を実施することができるような基盤整備に、より一層取り組んでいきます。また、教育・保育を一体的に行う施設として、認定こども園があります。市町村(政令市・中核市分を除く)のニーズに応じて、幼稚園から認定こども園への移行を後押ししていきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
33	3	民間が運営している学童保育は、英会話、プログラミング基礎、科学実験といった様々なプログラムがあり、充実した放課後を過ごせるサービスが展開されています。ただし、費用がとても高いです。そうしたサービスは民間ならではののだと思いますが、所得状況によって「経験の差」が生まれてしまうのではないかと思います。民間学童のようなサービスとまでは言いませんが、公立学童でも子どもが様々な経験ができるような「質の向上」をしていただきたいと思います。	C	国の「放課後子ども総合プラン」では、学習やスポーツ、文化活動等の取組を推進する放課後子ども教室と、放課後児童クラブを一体的に又は連携して進めていくことが示されています。全ての児童が安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、市町村、教育委員会と連携を図りながら事業を進めていきます。
34	3	ヤングケアラーへの支援が新たに盛り込まれたことは大変喜ばしいと思います。ヤングケアラーは「見えにくい」ということが一番の課題だと思いますので、子どもがSOSを出しやすいような環境づくり、子どもの異変を即座にキャッチできる仕組みづくりなど、早期に支援につなげられるような取り組みを望みます。	A	ヤングケアラーの適切な支援につなげるため、電話やSNSによるケアラー・ヤングケアラー専用の相談窓口の設置のほか、ケアラー支援専門員を配置し、市町村、学校、NPOなどの関係機関のネットワーク化や困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整などを行っていきます。また、市町村やNPO、民生委員・児童委員等、支援に関わる様々な主体が一体となり、オール神奈川でヤングケアラーの支援が進むよう取組を進めます。
35	3	「医療的ケア児への支援」の充実が図られているのを見て、大変心強く感じました。私には医療的ケアが必要な子どもがおり、今でも不安が尽きませんが、神奈川県が率先して取り組むことにより国全体が前進すると思います。ぜひ、全国をリードするような取り組みをお願いします。	A	医療的ケア児を受け入れる保育所等に対し、県単独補助事業を実施しているほか、保育所等における医療的ケア児の受け入れを促進するため、医療的ケア児を受け入れようとする施設及び市町村に対してアドバイザーを派遣する事業を実施しています。引き続き、医療的ケア児とご家族の抱える様々な課題やニーズを伺いながら、関係機関と連携して、切れ目のない支援に向けた取組を進めていきます。
36	1	幼児期の教育・保育の需給計画が少子化の影響でマイナスに見直されています。これから子どもが減っていくのが明らかなか中で、保育園を作り続けていいのでしょうか。待機児童をなくすことはとても大事ですが、一方で将来を見越して「負の遺産」を残さないことも考慮すべきです。つくるより、たたく方が何倍も労力を費やします。現実的な計画にすべきだと思います。	B	待機児童の解消はもちろんのこと、認可保育所等に対する潜在的ニーズも根強いことから、引き続き市町村と連携して、必要な保育所等の整備を進めるとともに、既にある保育所での一時預かり事業を支援するなど、既存資源も活用しながら保育ニーズの受け皿の確保に努めています。
37	1	これから、少子化が進み、保育所の定員割れが顕著になってくると思います。運営としては厳しい状況になりますが、これをチャンスと捉え、保育所の多機能化を通じた「質の向上」の取り組みを進めていってほしいと思います。保育園が地域の子育て支援の拠点として、より一層の役割を果たしてくれることを望みます。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
38	3	今の子どもたちは温室育ちで環境の変化に弱いと思います。小学校に上がるときの大きなギャップで不調を来す子ども多いと聞きます。文科省が行う「架け橋プログラム」という取り組みもあるようですが、そうした取り組みを踏まえ、「幼稚園・保育所・小学校等の連携」に関する内容の充実を図るべきだと思います。	A	「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえて取組を進めることをプランに位置づけました。引き続き、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図っていきます。
39	3	共働きで子育てをする保護者が17時を目安に必ず退勤し、家族の時間を確保できるような「就業時間の見直し」や子どもの看護休暇、不妊治療のための休暇、フレックス通勤といった「子育て世代をサポートする職場づくり」を通じ、子育て世帯が生活しやすい環境づくりが必要だと思います。	B	すべての働く人が、自分のライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方を選択して働き続けることができる社会をめざし、働き方改革の取組を進めています。その一例として、神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図っています。
40	3	人生の大まかな流れを知り、起こり得る問題解決の力を養えるような「ライフプランニング」や望まない妊娠がなくなるよう「正しい・具体的な性教育」について学べる教育の推進が必要ではないでしょうか。	B	中学生・高校生・大学生に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく自身の働き方・生き方を考え、自分らしい豊かな人生をデザインする力を持つことができるよう「ライフキャリア教育」の推進に取り組んでいます。また、性に関する指導については、例えば保健では、小学校3・4年生から高校生までを通じ、生殖機能の成熟、受精や妊娠を含む異性の体や心の発育や発達について学び、性に関する正しい知識や適切な態度を身に付けられるようにしています。高等学校では、「生涯の各段階における健康」の中で、受精・妊娠、出産に伴う健康課題、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響についても学習しています。なお、各学校においては、保健の授業以外で、専門家を外部講師として招いて性感染症や妊娠・出産に関する講演会などを行ったり、性に関する児童・生徒の相談や悩み等に関して個別相談に応じたりして、指導しています。自らの将来を考え選択する力をはぐくむため、引き続き、妊娠・出産に関する知識の普及啓発を行っていきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
41	3	児童虐待の早期発見につながるよう「子どもの権利」について学ぶことも大切だと思います。	B	「かながわ人権施策推進指針(第2次改定版)」には、「児童の権利に関する条約」の趣旨が反映されています。この指針に基づき、教職員向けの啓発資料の配付及び研修の実施や、児童・生徒向けの学習教材の作成・活用等、児童虐待防止に向けた取組を推進しています。
42	3	駅までの道路に安全な歩道を確保したり、各駅に子育てサロンを併設する、雨でも遊べる子どもの遊び場をつくるといった、誰もが過ごしやすい街環境をつくる必要があると思います。	B	誰もが安心して利用できるよう、幅2.0m以上の幅広歩道を整備するとともに、横断歩道部やバス停部などについて、段差のない、通行しやすい歩道を整備していきます。 また、子どもの遊び場について、地域子育て支援拠点事業を実施する市町村への支援を行っており、これを継続していきます。
43	5	文化・スポーツ施設などの公共施設の運営は、入札などで良い提案をした事業者が指定管理者としてその施設を数年間運営することが多いです。その入札仕様に「子ども子育て向けイベントの月1程度開催の実施を入れた場合、選定ポイントが上がる仕組みを導入」すれば、多様な業種の事業者がそれぞれの事業の視点で、子ども子育てに関心やアイデアを持つとともに、その施設利用者などにも子ども子育ての必要性を意識付けできるようになるのではないかと思います。政府や自治体が子ども真ん中社会の実現に積極的になると言っているのも、こういう入札仕様を義務付けしてもよいのではないかと。	C	ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	3	コロナ対応をする中で、学校でのオンライン授業が当たり前になり実施できるようになりました。学習意欲はあるものの、何らかの理由で学校に行きづらい児童・生徒に学習の機会を与えるとともに、学校や社会のつながりを継続させられるよう、学校や青少年課にしっかりといじめ、ひきこもり対策に取り組んでほしいです。	B	いじめや暴力行為、不登校など課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラー等の配置や、SNSを含む多様な教育相談等の取組を充実させ、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図ることを計画に位置付けており、引き続き取り組んでいきます。 また、不登校・ひきこもり等青少年の多様な悩みに対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センターにおいて電話相談にあたるほか、SNSを活用した相談窓口を設置し、悩みを抱える青少年とその家族を支援しています。また、不登校などの子どもたちが安心して過ごせる場所を提供しているフリースクール等の活動を行うNPO等の支援に取り組んでいきます。
45	3	核家族、一人っ子の共働き世帯が増加すると、小学校低学年の子どもが家で一人で留守番をするのは難しいと思います。子どもの安全を見守るだけならば専門的な知識は必要ないと思うので、親が帰宅する18時までは、放課後の学校開放を小学校で積極的にしてほしいです。	B	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を県内全ての市町村で実施しています。また、小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「放課後子ども教室」を設置する市町村に対する支援をしています。
46	3	新型コロナウイルス感染症は今も流行っています。学校、保育所等の子ども預かり施設では、消毒液などの感染予防対策を今も続けています。コロナ感染防止対策への様々な公的補助を続けてください。	A	認可外保育施設における保健衛生用品の購入費用等に対する補助や、感染拡大防止対策のため、保育所等において必要な改修や設備の整備等を行う市町村に対する補助などを実施しています。また、保育所等における感染拡大を防止するため、保育所や認定こども園等に抗原検査キットを配布しています。 県立学校においても、感染症対策に必要な備品等を購入していきます。
47	3	共働き世帯が増えた昨今、仕事と子育ての両立が難しく、子どもを育てづらい環境になっていると感じます。企業側にも働きかけを行うなど一体的な支援を検討していただきたいです。	B	すべての働く人が、自分のライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方を選択して働き続けることができる社会をめざし、働き方改革の取組を進めています。 その一例として、神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図っています。
48	2	保育士の配置数は国が決めるのかもしれませんが、現状の配置数はあまりにも現実とかけ離れていて1人の保育士にかかる負担が大きすぎだと思います。少ない配置では先生方にゆとりがなくなり、子ども達の状況把握が難しくなり安全対策が疎かになる恐れもありますし、子ども一人一人への対応も丁寧さを欠き、ケア不足になる恐れもあります。また、子どもに対する保護者からの相談に満足に対応できない可能性もあります。 保育士の人数や気持ちのゆとりが子ども達の安全・安心にもつながると考えるため、保育士が業務の過度な負担や偏りなく勤務できるよう、支援をして頂けたらと希望します。	C	保育士の負担軽減を図るため、保育設備の消毒や清掃など、保育士以外でもできる周辺業務を担う保育支援者を雇用するための保育体制強化事業費補助や、子育て支援員研修など、保育に関する一定の実習を受けた方が、保育士の補助を行う保育補助者を雇用するための保育補助者雇上強化事業費補助を行っています。 また、令和2年度から、保育所の労働環境における現状や課題に知見を持つコンサルタントを派遣する保育所等就業継続支援事業を実施し、ICTの導入支援や、保育現場の働き方改革など、働きやすく、風通しのいい職場環境づくりを進め、保育士の就業継続の促進を図っています。
49	3	多子世帯向けの支援が載っていなかったため、県では支援していないのでしょうか。姉妹で歳の差があると、2人目が幼稚園・保育園に入園しても半額になるなどの軽減がされません。東京都では歳の差に関係なく2人目半額、3人目は無料だったと思います。県から多子世帯向けの支援をもっと推進してください。	C	多子減免制度につきましては、国が制度設計を行っており、幼児教育・保育無償化の実施主体である市町村が実施しています。いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。子育て家庭の経済的負担の軽減に、より一層取り組んでいきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
50	3	放課後児童クラブの若い職員は、集団遊びが不得手と感じます。集団遊びは、仲間づくりを通じた子どもの成長にとっても大事です。職員が集団遊びを自ら体得し、自然に伝授して、子どもの発達支援をしていくべきだと思います。放課後児童支援員に対する研修に「集団遊び」の要素を取り入れていただきたいと思います。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
51	2	18時で暗い中、学童保育から一人で帰っている子を見ると、とても忍びなく思います。また、学童保育でケガをして、保護者に連絡しても、仕事を優先して一人帰りを申し出る親もいます。不安と恐怖の中にある子ども、頼りたいときに親に頼れない子どもの心が豊かに育つでしょうか。生活のため、仕事を優先せざるを得ない状況も理解できますが、子どもを心豊かに育てるために、「親育ち支援」を通して、親の価値観を変える必要があると思います。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
52	2	子どもが通っていた小規模保育所の保育士の先生方や職員の皆様がとても一生懸命、きめ細かく、愛情をもって保育してくださいました。限られた人数で、有給休暇や休憩時間・場所もままならない、福利厚生も十分ではなかったと思いますが、本当に良くやっていただいたと思います。大きな認可保育所でもマンパワーが十分ではなく、保育士全体として勤務条件が良くないと言われますが、どのような規模の保育所に勤めていても、一定程度の勤務条件・福利厚生が保証される神奈川県であってほしいと思います。	C	保育士の負担軽減を図るため、保育設備の消毒や清掃などの周辺業務を担う保育支援者等を雇用するための保育体制強化事業費補助や、保育所の労働環境における現状や課題に知見を持つコンサルタントを派遣する保育所等就業継続支援事業を実施しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
53	3	パパの育児参加が未だに取り組み目標にしないといけない日本の現状に危惧しています。早く当たり前になるよう社会構造や、会社のサービスのあり方を見直しほしいです。	B	男女とも仕事と育児を両立できるよう、育児・介護休業法が改正されました。引き続き、労働関係法規の遵守に関し、様々な機会をとらえて普及啓発を図っていくとともに、男性の育児参加が日常的に当たり前となる社会環境の形成に向けて、男性の家事育児への参画促進の普及啓発・情報発信に努めていきます。
54	3	義務教育期間なんだから、小学校、中学校での給食の無料提供を義務化してください。	D	学校給食の実施に必要な経費は、学校給食法により義務教育諸学校の設置者である市町村及び保護者の負担とされていることから、学校給食費の無償化等の施策については、各市町村が実情に応じて検討・判断すべきものと考えています。
55	3	ヤングケアラーへの支援が規定されたが、もっと支援策を充実させてほしいです。	A	ヤングケアラーへの支援の取組を引き続き実施していくとともに、市町村へ得られた課題やノウハウを提供することなどにより、市町村の取組を促していきます。また、市町村やNPO、民生委員・児童委員等、支援に関わる様々な主体が一体となり、オール神奈川でヤングケアラーの支援が進むよう取組を進めます。
56	2	子育て支援員として、働きたい。研修の機会、回数や受講数を増やしてください。	B	子育て支援員研修については、研修の受講希望が多く、毎年度受講数の増加を図っています。今後も引き続きより多くの方が受講出来るよう、取り組んでいきます。
57	2	保育士のキャリアアップなどの資格研修がインターネット受講になっています。便利な方法とは思いますが、保育士は子どもと直接、接する仕事です。保育士の質の低下や子どもへの不適切な関わり方がニュースになっています。本人確認はできているのか、内容を理解し身につけているのか、きちんと確認してから資格を付与してほしいです。	E	神奈川県が実施する保育エキスパート等研修と、関係団体等が行う指定研修のいずれについても、eラーニングによる研修を実施する場合は、一定時間の集合研修を設ける、修了レポートの提出を求めるなどの方法により、本人の受講と研修内容の習得を確認の上、修了証を発行しています。
58	3	公立学童は費用面は安いですが、指導員の人数が少なく、すべての子どもに目が行き届いていないのが現実ではないでしょうか。人数が多いことだけでなく、指導員には十分な指導力も必要なため、研修を受けることができ、子ども一人ひとりに目を配ることができるような人数配分にして頂きたいです。保育園などの先生方への支援は世間でも動きがでていますが、学童保育の指導員の方への支援は、知らないだけかもしれませんが、聞いたことがありません。多くの指導員を集めるためにも、お給料の値上げが必須だと思います。そのための対策をお願いします。	D	放課後児童支援員の配置については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画の策定に当たって、市町村がニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けていますので、これらの市町村の取組を支援していきます。また、放課後児童クラブで働く職員の処遇改善のため、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる国の補助制度が令和4年2月から実施されています。放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が本制度を活用した財政措置ができるよう、情報提供など適切に対応していきます。
59	3	特別支援学級と普通学級の垣根をとり、交流を深めてほしい。	B	共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、公立小・中学校における「みんなの教室」の普及や県立高校における「実践推進校」での取組みなど小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を展開します。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
60	3	貧困家庭にとっては、子ども食堂で無料で食事ができるということはとても助かることだと思います。また、実際に近所で開催された子ども食堂に参加してみると、貧困家庭であるかどうかに関わらず、子ども達が大好きなお友達と楽しく食事をする経験ができ、とても嬉しく思いました。こうした取組を続けていただければと思います。	A	子どもの居場所ポータルサイト「かながわスマイルテーブル」にて、活用できる助成金・セミナーなどのサポート情報を発信し、子ども食堂や子どもの居場所の活動を後押ししています。今後も、引き続き、新しい生活様式に対応した取組を行う子ども食堂運営者を支援するとともに、活動団体のネットワーク化を支援していきます。
61	5	全国調査によると、「理想的な子どもの数」は低下傾向にあり、また、「夫婦が実際に持つ子どもの数」も過去最低となりました。予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「高齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどもできない」となっており、共感しつつ不安も感じています。「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」を実現したいという黒岩知事のお言葉通りになることを願っています。	E	「かながわ子どもみらいプラン」に位置付けた施策・事業を着実に推進し、県民の皆様が子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進め、「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざして取り組んでいきます。
62	3	子どもの不安や悩み事に的確に対応できるよう、学校にはスクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを配置できるようにしてほしいです。	B	いじめや暴力行為、不登校など課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラー等の配置や、SNSを含む多様な教育相談等の取組を充実させ、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図ることを計画に位置付けており、引き続き取り組んでいきます。
63	5	出産育児一時金が増額してもらえるのはうれしいですが、財源はあるのか心配です。2、3年で方針が変わらないか心配です。	E	出産育児一時金は健康保険法等に基づく保険給付であり令和5年4月から一律50万円とすることが決まりましたが、その財源については、現役世代の保険料のほか、新たに高齢世代も負担能力に応じて保険料負担する仕組みが国において検討されています。県としては国の今後の検討の動向を注視していきます。
64	3	GIGAスクール構想の推進について、ICTを活用した教育は強みに進めていってほしいです。県立高校ではワイファイ環境がない家庭に対してルータの貸出、通信料の負担と書いてあるが、小学校、中学校でも同じように対応してほしいです。	A	公立小・中学校については、設置者である市町村教育委員会においてモバイルルータの貸出し等を必要に応じて行っております。県教育委員会としては、引き続きGIGAスクール構想の推進のため、市町村教育委員会を支援していきます。
65	3	ヤングケアラーへの支援は重要です。しかし、ヤングケアラーかどうか気づけるのは、やはり学校現場です。学校で気づけるようにスクールソーシャルワーカー等の配置の充実のほか、教員にも研修をしてください。	B	ヤングケアラーなど課題を抱えた子どもを支援するため、引き続き、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実にも努めます。また、子どもにとって身近な存在である教職員向けに、ヤングケアラーの現状と支援のあり方についてのリーフレットを作成するなどして、ヤングケアラーへの理解促進に取り組んでいます。
66	3	放課後児童クラブの値段について、高いところと安いところの差が激しいです。住んでいる地域や勤務状況によって、高いところに入れざるを得ない現状があります。利用者負担額を統一するか、もしくは上限を設けてほしいです。幼稚園、保育園のように無償化になればもっとよいと思います。	D	放課後児童クラブの利用料金については、一義的には実施主体である市町村が、利用料の減免など、地域の実情に応じて自主的に対応すべきものと考えますが、ひとり親世帯や多子世帯など、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であることから、様々な場面を活用して国へ要望しています。
67	3	保育園や幼稚園に通園していない子どもは、被虐待児童が否かに限らず、自分自身の経験からも、様々な家庭の事情から存在すると考えます。ほとんどの子どもが保育園や幼稚園における集団生活を体験してから小学校に就学中、不就園の子どもは小学校で初めて集団生活を体験することとなり、小学校に慣れる以前に、慣れない集団生活を送るという重荷を背負っています。そこで、不就園児を支援する施策の位置付けをお願いします。	C	国では、「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究検討委員会」において、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等地域で孤立しているおそれのある子どもの支援策が検討されています。こうした国の検討状況を注視し、今後の施策を検討していきます。
68	3	保育所は、必要かもしれませんが、私は保育認定がありません。事前予約なく、簡単な手続きで、短時間でも子どもを安全に預かってくれる施設や場所を沢山作ってほしいです。	B	保育所等に通っていないお子さんを一時的に保育所等で預かる仕組みとして、一時預かり事業があり、県では、この事業を推進する市町村の取組を支援しています。また、地域住民の会員制により児童の預かり援助を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村への支援も行っています。
69	5	バスや電車では、優先席がありますが、なんで、妊婦、小さな子ども連れ、お年寄りに席を譲らず、寝たふりするのでしょうか。公共交通機関で、アナウンスを徹底して譲るように徹底してください。	E	交通事業者等が実施する「声かけサポート」運動強化キャンペーン(鉄道などの施設を安全に安心して利用できるよう、鉄道事業者等の従業員から積極的に声かけを行うとともに、周囲の乗客等からも声かけの協力を呼びかける取組)に、本県を含む九都県市が協力しています。
70	1	小規模保育施設利用から3歳以後の保育所移行が審査点数加算など優先的措置があれば、利用者が増えるのではないかと。市町村で考えてほしいです。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
71	5	プランの中に、出生率向上を目指す、というような少子化に対するそもそもの対策がありません。なぜ現状出生率が低いのかという分析や、対策として県はどのような策を取れるかという分析がありません。これらの現状分析および対策をプランに入れる必要があると考えます。	C	県では、「人口問題」という観点から、克服すべき課題とその解決に向けたビジョンなどを将来展望として整理した「神奈川県人口ビジョン」を策定し、ビジョンの実現を進めるための目標や基本的方向を整理した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。この総合戦略の4つの基本目標の一つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、「希望出生率の実現」という数値目標の実現に向けて「妊娠、出産を支える社会環境の整備」などの柱を位置づけ、安心して結婚、出産、子育てができる環境を整える取組を進めています。そのため、「かながわ子どもみらいプラン」には出生率に関する分析、目標及び対策の記載はありませんが、「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携し、すべての子どもが幸福で健やかに成長でき、県民が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に努めていきます。
72	5	健康な子どもであっても「産んでから育てるまで」を一貫してサポートする、という姿勢、目指す姿がプランの中からは読み取れず、部分的な対策の寄せ集めのように見えます。これらの目指す姿の明示やサポートを受ける家庭・子どものペルソナを描き、どのような社会を実現したいかという例を具体的に示すべきと考えます。	C	「かながわ子どもみらいプラン」は、「すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします」という基本理念のもと、結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージに応じたきめ細かな切れ目ない支援の取組を位置付けています。ご意見の趣旨については、今後の計画改定の参考にさせていただきます。
73	3	29ページ(2)2「性に関する指導の実施」および30ページ4「妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施」に関して、ぜひ「(学習指導要領及び)ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスに基づいて」の文言の追加をお願いします。日本の性教育は諸外国に比べて遅れており、自分やパートナーの体を守るための適切な教育が適切な時期になされているとは言えません。ぜひ国際基準を踏まえた上での指導・啓発をお願いします。	C	学校教育は学習指導要領に則り、発達段階に応じた教育活動を行っています。また、教育委員会では、指導にあたる教員向けに、「性に関する指導の手引き」を令和4年3月に改定しました。この手引きの改定にあたっては、国際セクシュアリティ教育ガイダンスも参考にしながら内容を検討し、有識者の助言を踏まえており、活用の促進を図っています。ご意見を参考に引き続き、妊娠・出産に関する知識の普及啓発を行っています。
74	3	51ページ(2)3「乳児家庭全戸訪問事業」について、横浜市では、地域の民生委員の方に玄関先でチラシを渡されただけで終わりました。この活動に一体何の意味があるのでしょうか。県内では保健師の方が訪問される市もあるとお聞きしました。また、以前住んでいた県外の市では、保健師の方が乳児の体重測定などをした上でお話をしました。県内どの市でも一定のレベルが保たれるよう、内容を見直して最低基準を設けるべきだと思います。	B	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業の円滑な実施の支援と、事業の従事者に対する個別支援のスキルを向上するための研修を実施しており、これを継続していきます。